

エンシュアバリストホスティングサービス約款

第1節 総則

第1条(目的)

株式会社エンシュアテクノロジー(以下「乙」といいます)は乙が定めたこの「エンシュアバリストホスティングサービス約款」(以下「本約款」といいます)によって、契約者(以下「甲」といいます)にエンシュアバリストホスティングサービス(以下「本サービス」といいます)を提供いたします。

第2条(約款の変更)

乙は本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の「エンシュアバリストホスティングサービス約款」によります。本約款を変更するときは、乙は、当該変更により影響を受けることになる甲に対して、乙の定めた方法により事前にその内容を通知します。

第3条(用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
甲	契約者
乙	株式会社エンシュアテクノロジー
バリストホスティングサービス	乙及び乙が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器を甲専用に貸し出すとともに、乙が乙サーバ機器及び接続環境を保守・管理し、サーバの機能の利用権を契約者に設定するサービス(以下「本サービス」といいます)
基本サービス	乙サーバを甲専用に貸し出し、別途乙の定める方法で通知するサーバ機能の利用権を設定し、管理者権限(ルート権限)を甲に渡すことを前提としたサービス 乙にて設定するサーバ機能は別紙を参照
オプションサービス	基本サービスにより甲に提供されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービス オプションサービスにより契約に専有されるデータ保管が発生する場合、その容量は基本サービスご利用容量に含まれる場合もあります。
利用契約	甲が乙から本サービスの提供を受けるための契約

第4条(サービスの種別とその内容)

本サービスは、基本サービスとオプションサービスの2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます。(以下これらの各種別を「サービス種別」といいます)。乙は、オプションサービスのみ提供は行わないものとします。

また、それぞれの種別毎に個別の機器を提供するサービス(以下「サービス品目」といいます)は、基本サービス、オプションサービスなど種別毎に定めます。

第5条(基本サービスのサービス品目)

1. 基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次の通りとします。

サービス品目	提供されるサービス
エンシュアバリストホスティング ショート プラス	専用サーバホスティングサービス (サーバ仕様: hp社 Proliant DL140 G3 HDD・80GB) 回線: 共用 100M 利用可能 IP 数: 1 個
エンシュアバリストホスティング トール プラス	専用サーバホスティングサービス (サーバ仕様: hp社 Proliant DL360 G5 HDD・146GB×2) 回線: 共用 100M 利用可能 IP 数: 1 個
エンシュアバリストホスティング グランデ プラス	専用サーバホスティングサービス (サーバ仕様: hp社 Proliant DL360 G5) HDD・146GB×3) 回線: 共用 100M 利用可能 IP 数: 1 個
エンシュアバリストホスティング ダブルショット	上記各プランの計 2 台の選択により WAN 側 1 台・LAN 側 1 台のネットワークの構築 回線: 共用 100M 利用可能 IP 数: 1 個
エンシュアバリストホスティング コンビネーション	最大 6U(6 台)までの甲専用ネットワークの構築(専用ファイアウォール標準) 回線: 共用 100M 利用可能 IP 数: 10 個 本プランにサーバ費用は含まれないものとする

2. 基本サービスには次の内容が含まれます。

サービス内容	内容詳細
専用サーバホスティング	乙は、甲が管理者権限を有するインターネットに接続可能なサーバ機を提供します。
インターネット接続サービス	乙は、甲がサーバを公開する際のインターネット回線(共用100M)を提供します。
ドメイン管理サービス (1ドメイン標準)	乙は、甲が独自ドメインを運用する際に必要なネームサーバを提供します。また、その独自ドメインの管理を代行します。甲所有のドメインが複数個ある場合、2ドメイン以降は有償のオプションサービスが適応されます。
共用ファイアウォールサービス	乙は、甲に対し共用ファイアウォールを標準で提供します。(ポリシー数:20個まで)
監視サービス	乙は、甲に提供しているサーバ機及びインターネット接続回線に対し、以下の24時間365日の自動監視を行います。 <ol style="list-style-type: none"> ICMP(ping)監視 TCPポート監視 SNMPポーリングによるリソース監視 URL監視

第6条(オプションサービスのサービスの品目)

オプションサービスにおいて提供される機能、サービス品目は、下記に掲載するサービス及び甲の申し込みの時点において別紙に表示されたサービスとします。

サービス品目	提供されるサービス
マネージドサービス	甲が有する管理者権限を乙も有する事で、甲が作成した手順書を元に、より高度な保守・運用代行を行います。 なお、乙への営業時間外の電話連絡、その他別紙に記載されている保守作業代行は本オプションサービスへの契約を必要条件とします。
専用ファイアウォール	専用ファイアウォールの設定・提供を行います。
ドメイン管理サービス(2ドメイン以降)	甲のドメインを管理、及び乙DNSにゾーン情報の登録を行い、当該ドメインの管理を代行します。
ハードウェアのスペックアップ	CPU、メモリ、HDD等ハードウェアの増設を行います。
有償OS	Red Hat Enterprise Linux 及び Windows Server 2003 のインストール及びセットアップを行います。
IPアドレス追加	グローバルIPを追加で割り当てを行います。
共用バックアップ	指定のファイルのバックアップを行います。(容量:10GB単位)
専用バックアップ	専用のバックアップサーバを構築します。
メールウィルスチェック/スパムフィルター	送信メール、受信メールに対して、サーバ側よりウィルスチェック・駆除、スパムメールの識別を行います。
ドメイン取得代行	甲指定のドメインの取得代行を行います。
SSL証明書取得代行	甲指定のSSL証明書の取得代行を行います。

第7条(提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。

第2節 利用契約

第8条(利用契約の単位)

本サービスの利用契約は、乙が定めた契約数を単位として締結します。

第9条(甲による第三者に対するサービス提供)

甲が本サービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、乙が別途定める方法により、乙の承諾を得るものとします。この場合、甲は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

第10条(契約の最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は1年と定めるものとします。最低利用期間の開始日は課金開始日に準ずるものとします。

第11条(権利譲渡の禁止)

甲は本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

第3節 利用契約の申し込み

第12条(利用申し込み)

1. 乙は契約申し込み者が記名捺印した契約申込書(以下「申込書」といいます)の提出をもって契約申し込みを受けつけ、必要な審査・手続き等を

経た後に当該利用申し込みを承諾します。

2. 申込書の提出にあたっては、乙が指定した第三者による取り次ぎを認めます。
3. 申込書の提出は、インターネット等を用いたオンラインによる申し込みに替えることができます。

第13条(利用契約の成立)

本サービス利用契約は、申し込みに対して、乙がこれを承諾したときに成立します。

第14条(利用申し込み受付とサービスの開始)

乙が利用申し込みを承諾した場合、利用者に対してサービス開始日及び申し込み内容並びに必要なID・パスワードを明記したサービス開通通知書を文書により通知します。利用者はサービス開始日以来、実際のサービス利用の有無に関わらず、乙の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、乙の責めに帰すべき原因によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

第15条(申し込みの拒絶)

1. 乙は次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申し込みに関わる本サービスの提供、または当該サービスに関わる装置の保守が技術上著しく困難な場合
 - (2) 本サービスの申し込み者が、当該申し込みに係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
 - (3) 本サービスの申し込み者が、第20条(提供の停止)第1項に該当する場合
 - (4) 本サービスの申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - (5) その他前各号に準ずる場合で、乙が契約締結を適当でない判断した場合
2. 前項の規定により、乙が本サービスの利用申し込みを拒絶する場合、乙は申し込み者に対し書面によりその旨を通知します。

第4節 契約事項の変更等

第16条(契約事項の変更等)

1. 甲は本サービス種別の変更等を請求することができます。この場合、乙が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。
2. 乙は、前項の請求があったときは、第3節(利用申し込み等)の規定に準じて取り扱います。

第17条(法人契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を乙に通知するものとします。
2. 第15条(申し込みの拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。
3. 前2項の場合において地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1人を乙に対する代表者と定め、併せて書面によりその旨を乙に通知してください。これを変更したときも同様とします。
4. 乙は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

第18条(個人の契約者の承継)

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る本サービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに乙に申し出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により甲の地位を承継したもので1名に限る)は、引き続き当該契約による本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した甲の当該契約上の地位を承継するものとします。
2. 第15条(申し込みの拒絶)の規定は、前項の場合に準用します。

第19条(契約者の氏名等の変更)

甲は、その氏名、商号、代表者、住所に変更があったときは、すみやかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第5節 提供の停止等

第20条(提供の停止)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの料金・割増金・または遅延損害金等を支払期日が経過してもなお支払わないとき
 - (2) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (3) 前各号に掲げる事項のほか、この約款に違反する行為で、乙の業務の遂行または当乙の電気通信事業に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (4) 第35条(情報の取り扱い)の規定に違反したとき
 - (5) 甲が支払を停止したとき
 - (6) 甲が、仮差押、差押を受け、民事再生手続、破産、会社更生等の申し立てをしたとき
2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、実施期日及び実施期間を甲に、乙の定める方法で通知します。

第21条(提供の中止)

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 乙の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 乙の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
 - (3) 第22条(通信利用の制限)の規定によるとき

- (4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 乙は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときはその14日前までにその旨を甲に、乙の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 3. 第1項2号、3号、4号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を契甲に、乙の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条(通信利用の制限)

1. 乙は、天災、事故その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく幅減し、通信の一部または全部を接続できなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
2. 本サービスをご利用の契約者で、乙の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第23条(サービスの廃止)

1. 乙は都合により本サービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。
2. 乙は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する2ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。
3. 甲は第1項のサービスの廃止があったときは、乙に請求することにより、当該廃止に係わるサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第16条(契約事項の変更等)の規定を準用します。

第6節 契約の解除

第24条(当社が行う利用契約の解除)

1. 乙は、第20条(提供の停止など)第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
2. 乙は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により甲にその旨を通知します。

第25条(契約者が行う利用契約の解除)

1. 甲は、本サービス契約を解除するとき(次項または第3項の規定による場合を除く)は、乙に対し、解除の日の1ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。この場合の料金等の精算方法については第34条第2項に定める通りとします。
2. 甲は、第21条(提供の中止)または第22条(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより本サービスを利用できなくなった場合において、甲が当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が乙に到着した日にその効力が生じたものとします。この場合の料金等の精算方法については第34条第2項に定める通りとします。
3. 第23条(サービスの廃止)第1項の規定により特定の種別サービスが廃止されたとき(同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該種別に係る本サービスの利用契約が解除されたものとします。この場合の料金等の精算方法については第34条第2項に定める通りとします。

第7節 料金等

第26条(料金等)

本サービスの料金及び関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。

(1) 初期費用

甲が、本サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。

(2) 月額費用

甲が、本サービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

第27条(初期費用及び月額費用の額)

本サービスの初期費用及び月額費用の額は、別表でサービス品目ごとに定めた額とします。

第28条(課金開始日)

本サービスの月額費用の課金開始日は、第13条(利用契約の成立)及び第14条(利用申し込みの受付とサービスの開始)の規定により契約が成立し、乙が通知する「サービス開通通知書」において開始日として記載された日が1日である場合を除き、翌月の1日からとなります。

第29条(契約者の支払義務)

甲は、乙に対し、本サービスの利用に係わる前条に規定した初期費用、月額費用を、サービス種別ごとに乙が定める方法で支払うものとします。

第30条(料金等の請求時期及び支払期日)

1. 本サービスの料金等は、毎月乙の定める方法により請求します。
2. 乙は、初期費用を、契約成立後すみやかに支払い期限を定めて請求します。
3. 前各項の定めにより料金等の請求を受けた甲は、請求毎に指定する期日までに乙が指定した方法により、その料金を支払うものとします。

第31条(割増金)

本サービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額

を割増金として支払うものとします。

第 32 条 (遅滞損害金)

甲は、本サービスの料金等または割増金の支払を遅滞した場合は、遅滞期間につき支払額に対する年率 14.5%の割合による遅滞損害金を乙に支払うものとします。

第 33 条 (消費税)

甲が乙に対しサービスに関する料金を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 34 条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第 25 条「契約者が行う利用契約の解除」の第 2 項または第 3 項の規定により解除された場合を除く)における本サービスの月額費用の額は、当該解除日から最低利用期間に達するまでの残余期間に対応する額とします。甲はこの額を乙の請求に基づき一括して直ちに支払うものとします。
2. 第 25 条各項により契約が解除された場合には、契約者は、同各項によって解除の効力が生じた日が属する月の月末までの期間を支払うものとします(日割り計算ではありません)。

第 8 節 情報の取り扱い

第 35 条 (情報の取り扱い)

1. 甲は自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 乙は甲が登録したデータにつき何らかの保証を行わず、その責任を負わないものとします。
3. 甲は、自己のデータ領域(データ保管空間)内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、乙またはその第三者に迷惑を掛け、あるいは何らかの損害等も与えないこととします。
4. 甲は本サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為に反する行為
 - (3) 他人の著作権を侵害する行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - (5) 他人の名誉を毀損しあるいはリンク先のデータの所持者から承諾を得ず第三者のデータへリンクを行う行為
 - (6) その他法令に違反する行為
 - (7) 本サービスの運営を妨げ、もしくは乙の信頼を毀損する行為

第 36 条 (バックアップ)

1. 乙はサーバの故障・停止の復旧の更宜をはかるために備えて甲の登録したデータの複写を、サーバの故障・停止などに備えて保管することがあります。
2. 甲が登録したデータが消失するなどして、甲が不利益を被った場合でも、乙は何らの責任を負わないものとします。

第 37 条 (契約者のデータの権利)

甲が登録したデータの著作権法上の権利は、甲に帰属するものとします。ただし、乙はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 38 条 (当社による編集・出版)

乙は甲の事前の書面による承諾を得た上で、甲の情報を抽出・再編集して、本サービスのホームページまたは、雑誌などの出版物または放送媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は乙に帰属するものとします。

第 9 節 雑則

第 39 条 (機密保持)

乙は、利用契約の履行に際し知り得た甲の業務上の機密(通常秘密を含みます)を、第三者に洩らしません。ただし、裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示または捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りではないものとします。

第 40 条 (利用不能の場合における料金等の精算)

1. 乙は、本サービスを提供すべき場合において、乙の責に帰属すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを乙が認知した時刻から起算して、連続して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときは、甲の請求に基づき、乙は、その利用が全くできない状態であることを乙が知った時刻から、本サービスの利用が再び可能になったことを乙が確認した時刻までの時間数を 24 で割った数(小数点以下の端数は切り捨てます)に 1ヶ月分に相当する月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額をご契約の月額費用から差し引きます。但し差し引き額の上限は 1ヶ月の月額費用の範囲内とします。

$$\text{差し引き額} = (\text{停止時間} \div 24 \text{ 時間}) \times (\text{月額費用} \div 30 \text{ 日})$$

2. 甲は、当該請求をなし得ることとなった日から 4 週間以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

第 41 条 (責任の制限)

1. 乙は、乙の責めに帰属すべき事由により、その提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(本サービスに著しい支障が

生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含む。以下この条において同じとする。)にあることを乙が知り得た時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、これを損害とみなし、第 40 条の規定された額を上限として賠償します。

但し、乙の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときはこの限りではありません。

2. 本契約に基づき、提供されたすべての知的財産権の侵害に関する乙の責任を規定します。乙はここに規定される以外の、技術の利用、販売の結果として、相互または他の第三者の知的財産権を侵害したことに關して、賠償で責任を負いません。

3. 乙設備に起因しない原因(上位 ISP 等)にて、本サービスの利用ができなくなった場合やその事によってこうむった損害については、甲から乙への責任ならびに損害賠償の請求はできません。

第 42 条(契約者の義務)

1. 甲は、乙から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに乙に届け出るものとします。

2. 甲が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第 43 条(通信設備等)

甲は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器及びサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して本サービスを利用するものとします。

第 44 条(指定ソフトウェア)

乙は、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、甲が他のソフトウェアを用いたときは、乙が提供するサービスを受けられないことがあります。

第 45 条(免責)

乙は甲が本サービスの利用に關して損害を被った場合でも理由の如何を問わず、何らの責任を負いません。

第 46 条(損害賠償)

1. 甲が本契約に違反して乙に損害を与えた場合、乙は甲に対して、乙が被った損害の賠償を請求できるものとします。

2. 甲が本サービスの利用により第三者(他のいかなる利用者を含む)に対し損害を与えた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も請求することができません。

第 10 節 その他

第 47 条(合意管轄裁判所)

甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を契約者と当社の合意管轄裁判所とします。

この約款は平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

株式会社エンシュアテクノロジー

〒140-0001 東京都品川区北品川 3-3-8 三徳ビル 4F

TEL 03-5715-1880(代) FAX 03-5715-1770

附則

この約款は平成 19 年 4 月 1 日より実施します

平成 19 年 7 月 20 日 改定